

(ウェブメール施行)

緊急

保 体 号 外
令和4年7月7日

各県立学校長 殿

保健体育安全課長
(公印省略)

児童生徒等の安全確保について (通知)

本日、報道でも承知のとおり、登校中の生徒が、刃物で切りつけられるとの事案が発生しました。

については、以下の点に留意され、児童生徒等の安全確保に万全を期すよう、お願いします。

記

1 登下校における児童生徒等の安全確保について

- (1) 警察、関係機関等との連携強化
- (2) 不審者情報等に関する情報の収集と対応及び保護者等との共有
- (3) 危機管理マニュアル及び、防犯体制の再確認

2 児童生徒等への指導について

- (1) 登下校時の危険と危険箇所の指導
- (2) 不審者への対処方法及び不審者発見時の対応の指導

参考資料

■ 「みやぎ学校安全基本指針（平成24年10月宮城県教育委員会）」

- 第3章 II安全管理（P. 77から80）参照
- 第3章 I安全教育（P. 65から66）参照



■ 「学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成30年2月文部科学省）」

- 登下校時の緊急事態（不審者事案）が発生した場合（P. 32から33）参照



担 当：学校安全・防災班 遠藤
電 話：022-211-3669
FAX：022-211-3796
E-mail：hokenaa@pref.miyagi.lg.jp

(電子メール施行)

緊急

保 体 号 外
令和4年7月7日

各市町村教育委員会学校安全主管課長 殿
(学校安全教育担当者 扱い)

宮城県教育庁保健体育安全課長
(公印省略)

児童生徒等の安全確保について (通知)

本日、報道でも承知のとおり、登校中の生徒が、刃物で切りつけられるとの事案が発生しました。

つきましては、以下の点に留意され、児童生徒等の安全確保に万全を期すよう、改めて、所管の学校園に周知願います。

記

1 登下校における児童生徒等の安全確保について

- (1) 警察、学校安全ボランティア (スクールガード) 等との連携強化
- (2) 不審者情報等に関する情報の収集と対応及び保護者等との共有
- (3) 危機管理マニュアル及び、防犯体制の再確認

2 児童生徒等への指導について

- (1) 登下校時の危険と危険箇所の指導
- (2) 不審者への対処方法及び不審者発見時の対応の指導

参考資料

■ 「みやぎ学校安全基本指針 (平成24年10月宮城県教育委員会)」

- 第3章 II安全管理 (P. 77から80) 参照
- 第3章 I安全教育 (P. 65から66) 参照



■ 「学校の危機管理マニュアル作成の手引 (平成30年2月文部科学省)」

- 登下校時の緊急事態 (不審者事案) が発生した場合 (P. 32から33) 参照



担 当 : 学校安全・防災班 遠藤
電 話 : 022-211-3669
F A X : 022-211-3796
E-mail : hokenaa@pref.miyagi.lg.jp